

平成 13 年 2 月 22 日

23 区で初めて包括外部監査の結果を報告

「区が出資する公社」及び「情報システム」の財務事務および経営管理をテーマに

このたび、豊島区が平成 12 年度に初めて実施した包括外部監査の結果について、区長、議会に対する報告が包括外部監査人である公認会計士の後藤孝男氏から行われた。1 月 26 日に区長、議長、監査委員に包括外部監査報告書が提出され、2 月 19 日には区議会に対する説明が行われた。

報告では、区の「出資団体」である 3 つの財団法人について、団体役員の日額旅費が区議会議員や行政委員と比較して高額である、指名競争入札の金額にもかかわらず随意契約を行っているなどの指摘を行った。

また、個人情報保護など区の事務執行において重要な位置を占める「情報システム」について、業務を委託する業者の定期的な見直し、ソフトウェア賃貸借期間満了後の所有権の明確化などを指摘し、さらに個人情報を扱う上でのセキュリティに関する基本方針が整備されていないことについて、IT 時代の様々なリスクに対応した総合的なセキュリティ対策の実施を求めた。

外部監査制度は平成 9 年の地方自治法改正により監査機能の強化の観点から制度化されたもので、地方公共団体が公認会計士や弁護士などと契約し、民間人が監査を行うもの。

23 区で外部監査を実施しているのは豊島区と文京区の 2 区。豊島区では平成 11 年 10 月にいち早く「外部監査契約に基づく監査に関する条例」を制定し、昨年 4 月に包括外部監査人と契約を結んだ。外部監査の結果報告を公表するのは 23 区で初めてとなる。2 月 19 日の区議会への説明も、自治法の規定（252 条の 34）により行われたもので、他の自治体ではあまり例がない。

包括外部監査では、監査人が自ら監査テーマを選定するものとされており、今年度のテーマとして、（1）区が出資する財団法人 3 団体の財務事務および経営管理、（2）情報システムの財務事務および管理運営の二つが選定されていた。監査は平成 11 年度を対象期間としており、監査の視点として、法令や寄附行為、規程等に対する合規性をはじめ、「区の厳しい財政状況に合わせ、財政効果を出すこと」及び「経営コンサルティングの視点で経済性、効率性、有効性の観点から行財政改革に役立つこと」を掲げている。

今回外部監査の対象となった「出資団体」は、財団法人豊島区コミュニティ振興公社、財団法人豊島区街づくり公社、財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンターの 3 団体。いずれも豊島区の 100% 出捐（しゅつえん）で設立された団体であり、毎年度区が補助金（約 12 億円前後）を交付し、勤労者福祉サービスセンターを除いて区の職員を派遣している。

区では、今回の報告を受け、包括外部監査制度を有効に活用するためにも、補助金を交付する 3 団体に対して必要な改善を指導するとともに、「情報システム」についての指摘事項については、可能なものから順次対応し、区民に信頼される区政の IT 化を進めていくとしている。

※ 包括外部監査の結果報告書の概要を添付

詳細 行政管理課長

包括外部監査では、監査結果に加えて監査人が「包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見」を述べることができるとされている。2つの監査テーマの監査結果及び“意見”の概要は以下のとおり。

(1) 監査テーマ「公社の財務事務および経営管理」について

①財団法人豊島区コミュニティ振興公社（昭和60年4月設立、区の出捐金3億円）

- ・ 規程では、指名競争入札の方法で契約すべきもの（予定価格50万円以上）が随意契約となっているものがある。
- ・ 固定資産に含まれる積立預金は最近3年間増減がなく、事業運営への有効活用が望まれる。
- ・ 交代制勤務を理由とした特殊勤務手当（月額5,000円）は、区では平成11年度から支給されておらず、区との整合性を図ることが望まれる。
- ・ 役員および評議員の日額旅費（理事・幹事16,000円、評議員7,000円）は、区議会議員や行政委員の日額旅費（5,000円）と比べても再検討の余地がある。
- ・ 評議員会開催時の評議員会議長に対する謝礼（3,000円）は、寄附行為に規程がなく、報酬の一種とみるならば寄附行為に準拠していない支給と判断される。
- ・ 人件費を含む経費を企画別・講座別に把握することにより、コスト管理の精度を向上させることが望まれる。

②財団法人豊島区街づくり公社（平成元年4月設立、区の出捐金3億円）

- ・ 手書きの伝票を綴り込む方式で作成されている総勘定元帳は、会計ソフト等を導入して作業の効率化を図ることが望まれる。
- ・ 随意契約の有利さを生かしながら、一定期間毎に競争入札を実施することで契約締結の公正性を維持する手続きなどを検討すべき。
- ・ 役員および評議員の日額旅費（理事・幹事16,000円、評議員7,000円）は、区議会議員や行政委員の日額旅費（5,000円）と比べても再検討の余地がある。
- ・ 評議員会開催時の評議員会議長に対する謝礼（3,000円）は、寄附行為に規程がなく、報酬の一種とみるならば寄附行為に準拠していない支給と判断される。

③財団法人豊島区勤労者福祉サービスセンター（平成4年4月設立、区の出捐金3億円）

- ・ 郵便切手等の残高が11年度末で8,752千円となっているが、未使用残高については資産として計上すべきである。また、必要最小限の購入に止めるべきである。
- ・ 規程では日額旅費の定めがあるが、役員・評議員は豊島区近隣在住者であり、区議会議員や行政委員の日額旅費（5,000円）と比較すると、日額旅費の規程を再検討する余地がある。
- ・ 事務局の常勤職員は4名である状況からみると役員数及び評議員数は多いと評価される。

(2) 監査テーマ「情報システムの財務管理および管理運営」について

- ・ 情報システム関連業務の業者選定において、他の業者を選択する余地はないか等の定期的な見直しを実施することが必要である。
- ・ 既成のパッケージソフトを賃貸借により使用している場合、賃貸借期間満了後の所有権について契約書に明記する必要がある。
- ・ 情報システムに対するセキュリティ対策は、現状では、個々の局面での対応は行っているもの

の、想定されるシステムリスクに基づいたセキュリティに関する基本方針が未整備であるなど、体系立てた対策は実施されていない。

- 区が取り扱う個人情報等は極めて機密性の高い情報であり、体系立てた総合的なセキュリティ対策を実施していくことが課題である。
- セキュリティ対策の実施も含めた情報資源の効率的配分利用を実現するために、全庁レベルでの総合的な管理体制を整備することが必要である。